

議案第 37 号

大野市乾側小学校先行再編準備委員会設置要綱案

令和 2 年 4 月 30 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

乾側小学校を下庄小学校に先行再編するに当たって、準備委員会を設置する必要があるため

大野市乾側小学校先行再編準備委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

大野市教育委員会

大野市乾側小学校先行再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 乾側小学校の下庄小学校への円滑な先行再編に向け、学校、保護者及び地域が協働して先行再編の準備や諸課題について協議を行うため、大野市乾側小学校先行再編準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うこととする。

- (1) 児童の事前交流に関すること。
- (2) 通学の安全確保に関すること。
- (3) 学校所有の財産に関すること。
- (4) 乾側小学校の閉校に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、先行再編に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の長又は長から推薦を受けた者
- (2) 関係学校の長又は長から推薦を受けた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会議の効率的な運営を図るため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員で組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により決定する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。